

建設業者等の指名停止について

令和4年3月29日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

J F Eエンジニアリング株式会社

2 指名停止期間

令和4年3月29日から令和4年6月28日まで(3箇月)

3 指名停止の理由

J F Eエンジニアリング株式会社の社員3名が、沖縄県竹富町が令和2年に発注した海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年2月13日に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、さらに同町が平成29年に発注した別の海底送水管更新工事の競争入札に関し、令和4年3月6日に入札談合等関与行為防止法違反の容疑で再逮捕された。

このことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第1項(別表第2、第7号)に該当するため。